

2019年12月

お客さま各位

株式会社 北海道銀行

公募投資信託の普通分配金にかかる税制改正のご案内について

平素は北海道銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、外国へ投資する公募投資信託から発生する収益を分配する場合、「外国」で所得税が課税（源泉徴収）された後に、源泉徴収後の金額に対して「国内」で所得税等が課税（源泉徴収）されるという「二重課税」が発生する場合があります。

この二重課税を調整するために、新たに、国内で納付する所得税の額から既に納付済の外国所得税の額を差し引く制度（外国税額控除制度）が導入されますのでご案内いたします（導入前後の概要については次ページをご参照ください）。

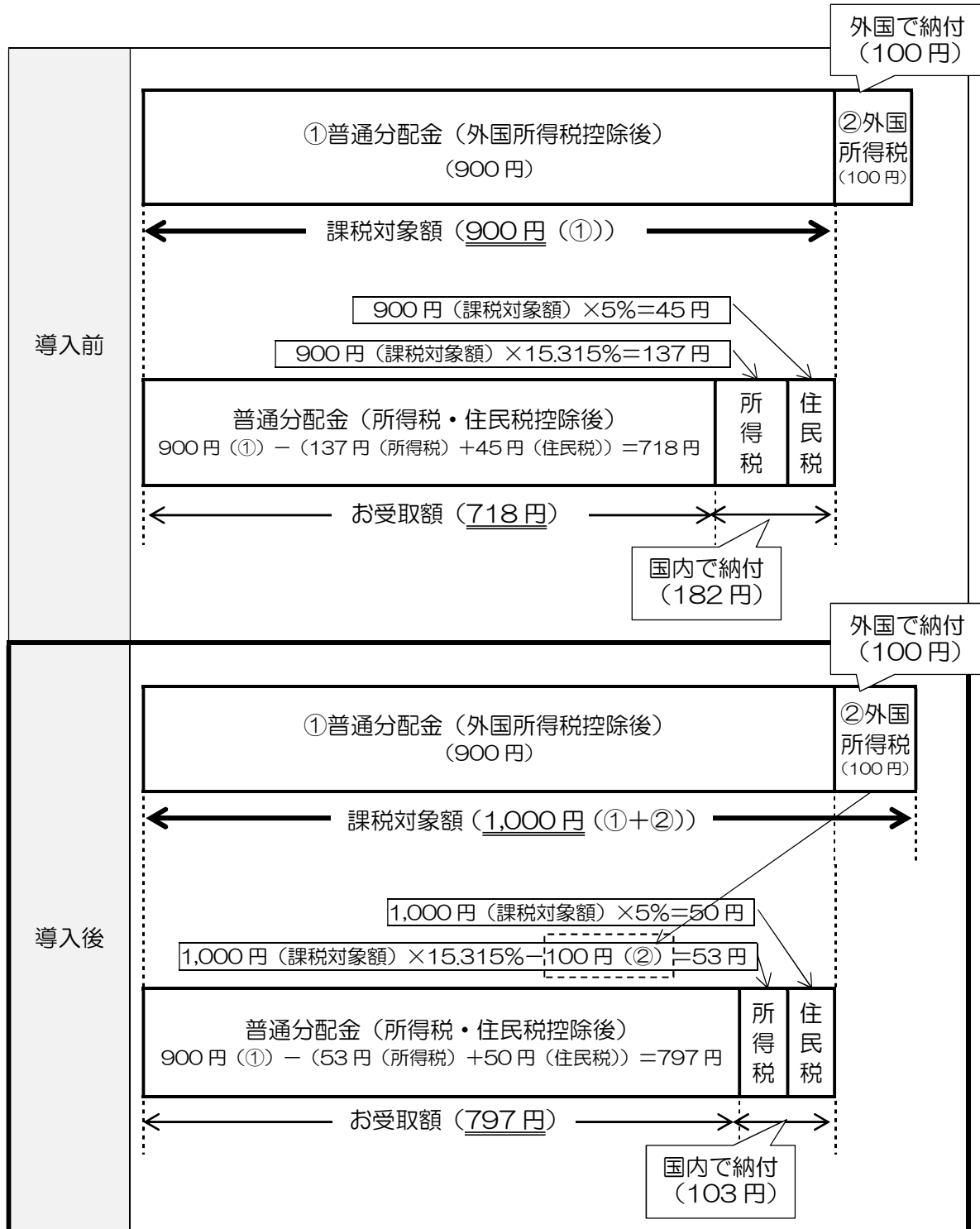
二重課税の調整は2020年1月1日以降に課税口座（特定口座または一般口座）で受け取る普通分配金が対象となります。なお、非課税口座（NISA口座またはジュニアNISA口座）で受け取る普通分配金は非課税扱のため対象外となり、元本の一部払戻しとして受取る「元本払戻金（特別分配金）」も非課税扱のため対象外となります。

本件に係るご照会につきましては、お手数ですが、お取引店までお問い合わせ願います。

以上

「外国所得税控除前の普通分配金」が 1,000 円で、「外国所得税」(下図②)が 100 円、「普通分配金 (外国所得税控除後)」(下図①)が 900 円の場合の例

二重課税の調整により、普通分配金のお受取額は導入前が 718 円、導入後が 797 円になり、導入後のお受取額は増加します。



※ 上記は外国税額控除制度をご理解いただくために簡略化した事例を記載しています。

※ 所得税には復興特別所得税を含みます。